

岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」を活用した道路管理について

岐阜県 岐阜市 基盤整備部 土木管理課

1 はじめに

本市が管理する市道は、日常生活に欠かす事が出来ない生活道路をはじめとし、広域的な幹線道路と繋がる広幅員の道路まで含め、10,742路線、実延長2,451kmとなっています。

道路は、生活や経済活動を支える重要な社会資本であり、それに加え、電気、電話、上下水道など公益施設の収容や、緑化の確保、市民のコミュニケーションの場といった様々な空間機能を有しています。こうした道路空間において、市民の環境に対する美化意識が高まってきています。

このような市民の意識の変化を踏まえ、本市では、市民参画部市民活動交流センターが所管する岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」というボランティア活動を支援するプログラムを活用し、市民との協働で行う道路管理を推進しています。

2 岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」の概要

本市では、美観の保全と清潔で美しく快適な生活環境の確保を目的に、平成11年3月「まちを美しくする条例」を制定し、多くの市民参加により、まちづくりのための取り組みを進めてきました。しかし、それ以降も公共空間でのゴミのポイ捨てなどは、市民意識の高まりが十分ではない状況がありました。そのため、市民が自分の住むまちに愛着をもち、主体的に美化活動に取り組む環境を整えるため、平成15年度に、岐阜版アダプト・プログラム「ぎふまち育て隊」をモデル事業として実施し、平成16年度より本格実施しています。

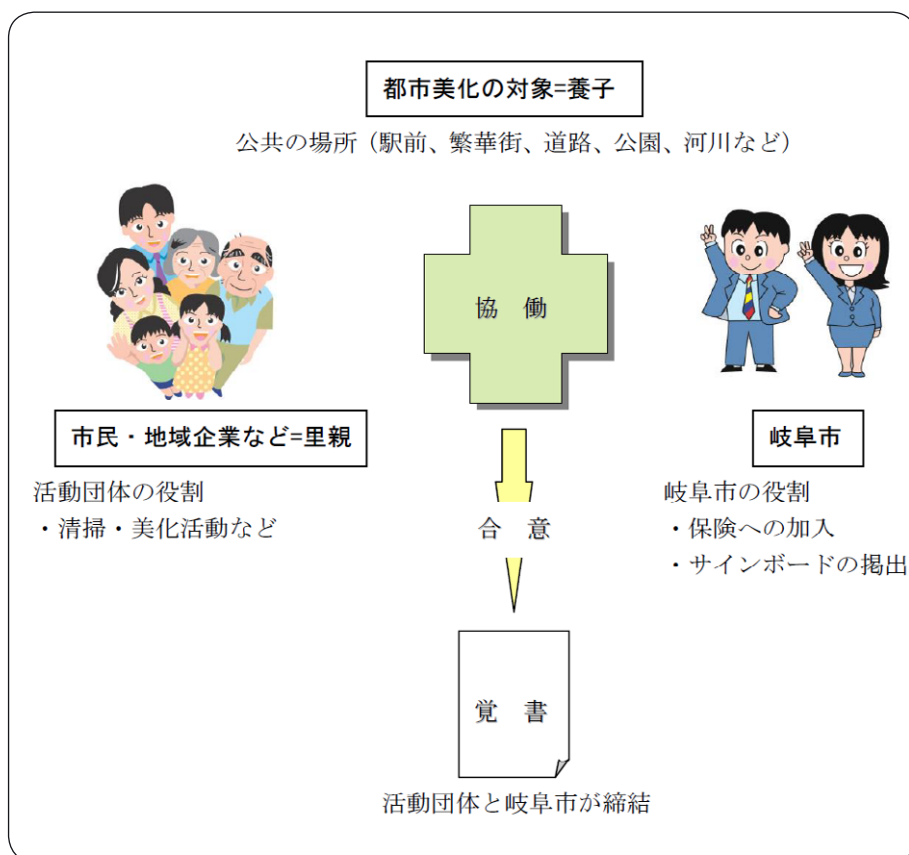


図-1 アダプト・プログラムの概要イメージ

ぎふまち育て隊では、多くの市民に主体的な参加を促すため、次のとおり4タイプのプログラムを設けています。

- 「一般型アダプト・プログラム」……………公共空間での清掃活動
- 「創造型アダプト・プログラム」……………維持管理までを念頭に置いて、企画段階から市民が参画し活動するもの
- 「文化財型アダプト・プログラム」……………民有地内にある、まちのシンボリックな文化財などの美化活動を対象としたもの
- 「環境保全型アダプト・プログラム」……………環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動

ぎふまち育て隊に参加する団体は、公共空間の美化活動を行う市民グループや地元企業が対象となり、本市と活動区間、活動内容などを定めた覚書を締結することにより活動団体を認定しています。認定後、活動団体は、覚書で定めた区間を任せられ、月1回など一定の頻度で清掃やゴミ拾い、除草といった美化活動を責任を持って実施していく仕組みです。

一方、本市の役割としては、ゴミのポイ捨て防止の啓発や活動団体のステータス（誇り）のためのサインボードの設置（希望団体のみ）、傷害・賠償責任保険の加入などの支援を行っています。（図-1）

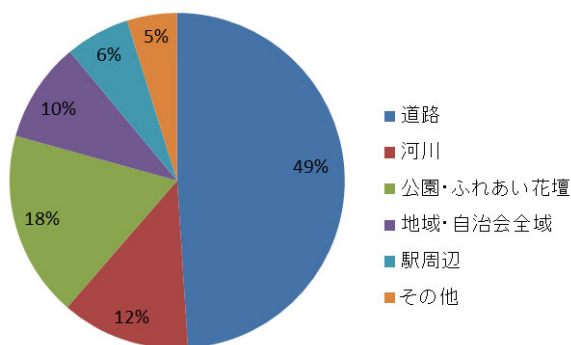


図-2 活動場所の内訳

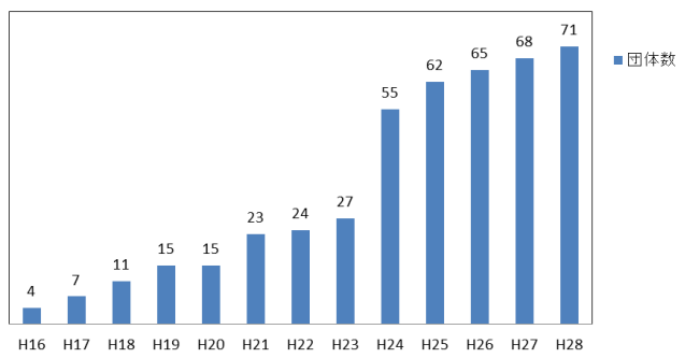


図-3 道路における参加団体数の推移

3 道路における活動事例

道路におけるぎふまち育て隊の活動は、清掃・ゴミ拾いが中心ですが、除草や花壇の手入れ、公園や河川も合わせた地域全体を美しくするなど、次に紹介する事例のように、多岐にわたる活動内容が展開されています。

事例① 自治会の例

地区の環境整備を目的とし、道路、河川の法面への粗大ごみの不法投棄の防止、道路、河川の利用が容易になるように草刈りを自治会で行っています。子どもたちがこの活動を見て関心を持ち、さらに地区の絆が強くなっていけばと活動を始めました。（写真-1）

事例② まちづくり協議会の例

山際の道路に花壇兼用の法面ブロックが積み重なっていますが、草が生い茂り、薄暗い雰囲気が出ており、不法投棄などもありました。この道は、貴重野生動植物種に指定されたヒメコウホネの咲く川へも繋がっ

ている道でもあり、花いっぱいの心地よい道として、多くの方に通っていただけるようにしたいという思いから、呼びかけに集まってくださったボランティアスタッフで活動をスタートしました。沿道の花壇をはじめ、山際のブロック花壇にも芝桜を植える活動を進めています。(写真-2)



写真-1 自治会の活動風景



写真-2 まちづくり協議会の活動風景

4 おわりに

図-3のとおり、ぎふまち育て隊の本格実施から12年が経過し、自分たちの暮らす地域を美しくしようとする活動が徐々に広がり、平成28年9月1日現在、71団体、約4,200人の市民が道路空間の美化活動を行っています。

更なる、人口減少、超高齢社会の進展に伴い、財政資源が制約される中、今後も市民との協働を持続発展させていくために、地域住民との連携を図り、愛着を持てる道路管理に努めていきます。

また、平成28年4月1日の改正道路法施行に伴い、道路協力団体制度が創設され、民間団体などとの連携により、道路の魅力向上で得た収益による道路管理活動の充実や、地区単位での道路の課題の検討・解消など、自発的な活動の促進が期待されています。魅力ある道路空間づくりのため、この新たな制度を活用した道路管理についても研究していきたいと考えています。